

株 主 各 位

神奈川県藤沢市湘南台二丁目10番地5
株式会社 魚 喜
代表取締役社長 有 吉 美 和

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.uoki.co.jp>



上記ウェブサイトアクセスいただき、上部メニューより「IR情報」「株主総会情報のご案内」の順にご選択いただき、ご確認ください。

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「魚喜」又は「コード」に当社証券コード「2683」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3、4ページのご案内に従って、**2026年5月20日（水曜日）午後5時45分まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年5月21日（木曜日）午前10時（受付開始午前9時30分）

2. 場 所 神奈川県横浜市西区南幸2-19-9 TKP横浜ビル
TKPガーデンシティPREMIUM横浜西口2F「ホール2A」
末尾の株主総会会場のご案内図をご参照ください。

株主総会ご出席の株主様へのお土産、お飲み物をご用意いたしておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

1. 第41期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第41期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎ 会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりました。
 - ◎ 書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類も併せてご送付しております。
 - ◎ 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、下記の事項を記載していません。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ◎ 当日は節電への取り組みとして、当社役員及び関係者はクールビズにて対応させていただきます。株主様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使のご案内

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使するには、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権 を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年5月20日(水)
午後5時45分完了分まで



書面で議決権を 行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。ご返送いただいた議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年5月20日(水)
午後5時45分到着分まで



株主総会に ご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2026年5月21日(木)
午前10時
(受付開始：午前9時30分)

※議決権行使書(郵送)及びインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

※インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

※議決権行使書用紙において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

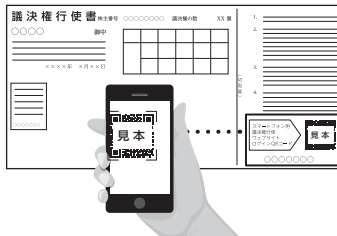
※代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

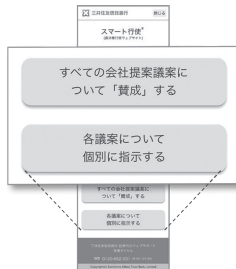
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

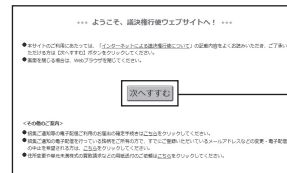
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがP C向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、P C向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

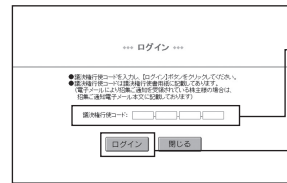
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

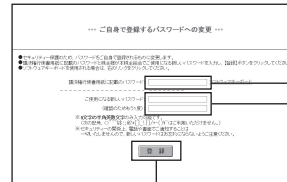
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社グループは現在、事業の多角化及び子会社・関連会社の拡充が進展しており、今後はホールディングス体制への移行を視野に入れ、当社がグループ全体の戦略立案及び経営管理機能を担う体制の構築を検討しております。このような経営体制の変革を踏まえ、当社の役割及び事業実態をより明確に示すとともに、グループとしての一体感及び対外的な認知度の向上を図るため、商号を「株式会社UO Group」に変更することとし、現行定款第1条（商号）を変更をするものであります。なお、当該変更の効力発生日に関する附則を設け2026年9月1日とし、当該附則は、当該変更の効力日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、株式会社 <u>魚 喜</u> と称する。 2. 英文では、 <u>UOKI CO., LTD.</u> と表示する。 (新 設)	(商号) 第1条 当社は、株式会社 <u>UO Group</u> と称する。 2. 英文では、 <u>UO Group CO., LTD.</u> と表示する。 (附則) 1. 定款第1条（商号）の変更は、2026年9月1日から効力を生じるものとする。なお、本条は、定款第1条の変更の効力発生日経過後にこれを削除する。
第2条～第44条（条文省略）	第2条～第44条（現行どおり）

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきまして監査等委員会において検討がなされましたが、指摘すべき意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	あり よし み わ 有 吉 美 和 (1974年3月8日生)	2015年4月 株式会社ビッグパワー入社 2016年3月 株式会社ビッグパワー取締役（現任） 2016年3月 当社入社 2017年3月 当社社長室長 2017年5月 当社取締役社長室長 2018年3月 当社代表取締役社長執行役員 2019年3月 当社代表取締役社長執行役員飲食営業本部長 2022年3月 当社代表取締役社長執行役員営業推進本部長兼Webマーケティング室長 2023年5月 当社代表取締役社長執行役員東日本営業本部長（現任） 2024年10月 株式会社うおや代表取締役社長（現任）	121,276株
2	しま たに かつ じ 島 谷 勝 司 (1962年12月30日生)	1997年12月 当社入社 2015年3月 当社関西統括部長 2016年3月 当社執行役員関西統括部長兼関西第三事業部長 2016年11月 当社執行役員関西地区管掌 関西統括部長兼関西第三事業部長 2017年3月 当社執行役員関東・関西地区管掌関西統括部長 2017年5月 当社取締役執行役員営業担当兼関西統括部長 2018年5月 当社取締役執行役員営業本部長兼関西支社長 2019年3月 当社取締役執行役員西日本営業本部長兼関西支社長 2023年3月 当社取締役執行役員西日本営業本部長 2023年5月 当社取締役執行役員西日本営業本部長兼中四国支社長 2025年9月 当社取締役執行役員西日本営業本部長兼関西支社長（現任）	2,900株
3	なか ざと あきら 中 里 瑛 (1946年2月16日生)	1969年4月 三菱商事株式会社入社 2003年4月 エム・エス・ケー農業機械株式会社専務取締役管理統括担当役員 2007年7月 当社顧問 2009年9月 当社専務執行役員 2010年5月 当社取締役専務執行役員 2012年5月 当社相談役 2018年5月 当社顧問 2020年5月 当社取締役 2022年2月 当社取締役社長室長 2023年5月 当社取締役相談役（現任）	1,200株

注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、当社及び当社の子会社の取締役及び執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3（役員等のために締結される保険契約）に規定する、役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、2026年10月に当該保険契約の更新を予定しております。
なお、当該契約の概要等は事業報告22頁をご参照ください。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	みとみひでお 三富秀雄 (1964年3月26日生)	1998年11月 当社入社 2009年3月 当社人事総務部長 2016年3月 当社執行役員管理副担当兼総務部長 2018年3月 当社執行役員社長付特命担当 2019年3月 当社執行役員管理本部長 2020年5月 株式会社ビッグパワー取締役 2024年3月 当社執行役員 2024年5月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任） 2024年5月 株式会社ビッグパワー監査役（現任）	1,404株
2	かすやこ 粕谷まり子 (1978年12月15日生)	2003年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入社 2008年4月 公認会計士登録 2012年9月 株式会社シャノン入社 2014年8月 株式会社ゼットン入社 2018年11月 粕谷公認会計士事務所代表就任（現任） 2022年1月 株式会社シャノン監査役就任 2022年5月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2025年9月 クロスマート株式会社社外監査役（現任）	300株
3	すずき 鈴木みき (1972年5月31日生)	1999年4月 弁護士登録 1999年4月 光和総合法律事務所入所 2004年4月 同所パートナー（現任） 2008年4月 法務省 入札・契約適正化調査委員会委員（現任） 2010年4月 慶應義塾大学法科大学院非常勤講師（現任） 2016年10月 東京家庭裁判所 非常勤裁判官 2017年2月 株式会社藤和ハウス社外監査役 2021年6月 株式会社レスターホールディングス社外取締役（監査等委員） 2022年6月 株式会社テノックス社外取締役（監査等委員）（現任） 2023年6月 公益財団法人生命保険文化センター理事（現任） 2024年5月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2024年7月 株式会社iimon社外監査役（現任） 2025年5月 株式会社D&Dホールディングス社外取締役（現任）	100株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 粕谷まり子氏及び鈴木みき氏は、社外取締役候補者であります。

(1) 三富秀雄氏を候補者とした理由及び期待される役割の概要は以下のとおりです。当社の人事、総務及び管理本部長などを歴任し、十分な実務経験を有しております。これらの豊富で幅広い見識と知見から監査等委員である取締役としての役割を果たしていただくことが期待できるため選任をお願いするものであります。

- (2) 粕谷まり子氏を候補者とした理由及び期待される役割の概要は以下のとおりです。公認会計士として、財務及び会計に関し豊富な経験と幅広い見識を有しており、中立的及び客観的な立場から当社の経営に反映していただけるものと判断しており、また、同氏は現在当社の社外取締役としてその責務を適切に果たしていることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (3) 鈴木みき氏を候補者とした理由及び期待される役割の概要は以下のとおりです。弁護士として、法務面での豊富な経験と専門的な知見を有しており、中立的及び客観的な立場から当社の経営に反映していただけるものと判断しており、また、同氏は現在当社の社外取締役としてその責務を適切に果たしていることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
3. 当社は各候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金300万円以上であらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額としており、各候補者の再任が承認された場合は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、当社及び当社の子会社の取締役及び執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3（役員等のために締結される保険契約）に規定する、役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、2026年10月に当該保険契約の更新を予定しております。なお、当該契約の概要等は事業報告22頁をご参照ください。
5. 粕谷まり子、鈴木みきの両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
6. 三富秀雄氏の監査等委員である取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
7. 粕谷まり子氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
8. 鈴木みき氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、監査等委員である取締役の就任前に限り、監査等委員会の同意を得て当社の取締役会の決議により選任を取消することができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
すずき のりこ 鈴木 紀子 (1973年8月14日生)	1997年7月 旭興株式会社入社 2003年12月 ECサーブ株式会社入社 (現パーソルプロセス&テクノロジー株式会社) 2009年1月 同社ICTアウトソーシング事業部マネジャー 2014年11月 パーソルダイバース株式会社受託サービス事業部マネジャー 2021年3月 同社人材ソリューション本部 コンサルティング事業部ゼネラルマネジャー(現任) 2024年4月 同社人材ソリューション本部 人材紹介事業部ゼネラルマネジャー(現任)	-株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 候補者を補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、以下のとおりです。
採用及び労務管理に関し豊富な経験と幅広い見識を有しており、公認心理師の資格を有していることから、当社の経営及び人事戦略に反映させていただくことが期待できるため選任をお願いするものであります。
4. 候補者が社外取締役に就任した場合、当社と候補者との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金300万円以上であらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額といたします。
5. 当社は、当社及び当社の子会社の取締役及び執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3（役員等のために締結される保険契約）に規定する、役員等賠償責任保険契約を締結しており、候補者が取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
また、2026年10月に当該保険契約の更新を予定しております。
なお、当該契約の概要等は事業報告22頁をご参照ください。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年5月25日開催の第31回定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額60百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に對しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役0名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年60,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、当該方針の内容は、当社の第41期事業報告22頁をご参照ください。）、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

また、本株主総会で本制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員、当社の子会社の取締役に對しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

事業報告

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2025年3月1日から2026年2月28日まで)におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に景気は緩やかな回復基調がみられるものの、米国の関税政策の影響や日中関係の悪化によりインバウンド需要の減少のほか、中東情勢の緊迫化や円安の進行によりエネルギー資源を中心とした物価上昇等、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループが事業の主体をおく水産小売業界におきましても、海外で高まる水産物の需要増加及び漁獲可能量や水産資源管理の枠組み強化に加え、原料相場の上昇、物流・運送業界の2024年問題に起因する配送費の増加も見込まれることから、業界を取り巻く経営環境は厳しい状況が続いております。

このような環境下、当社グループでは、中期経営計画(2023年度～2025年度)に掲げる「魚喜ビジョン2025」の最終年度として、当計画の目標達成に向けて既存店の強化及びEC事業・卸事業の販路拡大を目指すとともに、バックオフィスのさらなる効率化を図り収益拡大に取り組んでまいりました。

さらに、労働環境の一層の整備を図るとともに、教育・研修制度の強化等、従業員の育成にも継続的に取り組んでまいりました。

【当連結会計年度の出店・退店】

鮮魚事業	出店	当連結会計年度における出店はありません。
	退店	J R 岐阜店、池袋西武店
飲食事業	出店	当連結会計年度における出店及び退店はありません。
	退店	
不動産事業	出店	当連結会計年度における連結子会社ビッグパワーの出店及び退店はありません。
	退店	

この結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は94億92百万円（前期比4.4%減）、売上総利益は43億21百万円（前期比2.9%減）となりました。販売費及び一般管理費においては、全社的に経費の見直し・削減を積極的に実施した結果、営業利益は88百万円（前期比1.1%減）の前年同水準、経常利益は90百万円（前期比14.8%減）、となりました。しかしながら、特別損失として営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである店舗等の減損損失を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は30百万円（前期比1.8%減）となりました。

区 分	2025年2月期 (第40期)	2026年2月期 (第41期)	前期比増減額	前期比増減率
売 上 高	9,934百万円	9,492百万円	△441百万円	△4.4%
売 上 総 利 益	4,449百万円	4,321百万円	△128百万円	△2.9%
販売費及び一般管理費	4,360百万円	4,233百万円	△127百万円	△2.9%
営 業 利 益	89百万円	88百万円	△1百万円	△1.1%
経 常 利 益	105百万円	90百万円	△15百万円	△14.8%
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	31百万円	30百万円	△0百万円	△1.8%

事業のセグメント別の状況としましては、鮮魚事業の売上高は81億99百万円（前期比5.8%減）となり、セグメント利益は6億10百万円（前期比14.3%増）、飲食事業の売上高は8億90百万円（前期比3.3%増）となり、セグメント利益は14百万円（前期比51.8%減）、不動産事業の売上高は4億41百万円（前期比6.2%増）となり、セグメント利益は23百万円（前期比33.4%減）でありました。

部 門 別	区 分	2025年2月期 (第40期)	2026年2月期 (第41期)	前期比増減額	前期比増減率
鮮 魚 事 業	売 上 高	8,700百万円	8,199百万円	△501百万円	△5.8%
	セグメント利益	534百万円	610百万円	76百万円	14.3%
飲 食 事 業	売 上 高	862百万円	890百万円	28百万円	3.3%
	セグメント利益	30百万円	14百万円	△15百万円	△51.8%
不 動 産 事 業	売 上 高	415百万円	441百万円	25百万円	6.2%
	セグメント利益	34百万円	23百万円	△11百万円	△33.4%

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資は、3億17百万円であります。
その主なものは、新事務所や店舗改修への設備投資によるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における当社グループの資金調達は、運転資金を金融機関からの借入で賄い、残額を自己資金で充当しました。

その結果、当連結会計年度末現在の金融機関からの借入金残高は8億83百万円となっております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(企業集団の財産及び損益の状況)

区 分	2023年2月期 (第38期)	2024年2月期 (第39期)	2025年2月期 (第40期)	2026年2月期 (当連結会計年度) (第41期)
売上高 (千円)	9,905,905	9,855,580	9,934,090	9,492,627
親会社株主に 帰属する当期純利益 (千円)	6,563	42,038	31,226	30,673
1株当たり当期純利益金額 (円)	2.57	16.46	12.23	12.16
総資産 (千円)	1,982,810	2,152,905	2,302,114	3,041,424
純資産 (千円)	823,282	857,693	871,646	903,049
1株当たり純資産額 (円)	322.39	335.87	341.33	358.54

(注) 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式数を控除して算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ビッグパワー	千円 40,000	% 100	不動産賃貸管理等

(4) 対処すべき課題

次期(2027年2月期)の日本経済は、雇用・所得環境の改善や個人消費の増加等により、景気は緩やかに回復基調を維持するものと予測されますが、中東情勢の悪化に伴う原油価格の上昇、米国の関税政策の影響等により景気の下振れリスクが懸念されます。

このような状況下、当社グループは、新規デベロッパー開拓を積極的に進め、事業の拡大及び収益性の向上を図ります。また、国連が提唱する「持続可能な開発目標(SDGs)」に賛同し、積極的な取り組みを通じて持続可能な社会の実現に貢献します。第42期(2027年2月期)は、以下5点の重点課題に取り組んでまいります。

① 既存店の強化と収益拡大

- ・ 地域に根ざした店舗運営を図るべく、品揃え、品質、価格、サービス等がお客様のニーズに合致しているかを検証し、改善していきます。また、旬・こだわりの商材やお買い得品等でお客様の商品やサービスへの欲求を創生し、常に当社でご購入いただくお客様を増やすことにより収益拡大を図ります。
- ・ 市場、商社、メーカー等の供給会社とのスケールメリットを活用した商品共同開発、共同仕入れ等を通じて、安定的に高品質商品を確保していきます。また、計画的な販売戦略を敷くことにより、価格的にも魅力のある仕入を実現してまいります。
- ・ 働き方改革によるローコストオペレーションを実現し、労働生産性の向上を図るとともに、品切れや廃棄によるロスを無くし、店舗運営コストの見直しを行い、収益構造の改善を図ります。

② 新たな収益基盤の拡大

- ・ 安定した収益確保を図るため、プライベートブランド商品(PB商品)の開発を強化し、当社店舗で販売するだけでなく、他の小売業会社等への卸しを積極的に行うとともに、Webによる新たな販売チャンネルを追加し収益拡大を図ります。また、今まで主力事業で蓄積したノウハウを新規事業展開に応用し、鮮魚小売業、飲食業を主軸に事業領域の拡大を図り、シナジー効果が期待できる業務提携等を検討してまいります。

- ③ 堅実な店舗展開
- ・安定的な店舗運営を図るため、人財育成とのバランスを図りながら厳選した店舗展開を進めていきます。
 - ・出店基準の厳格化、効率的な店舗運営を行い、収益性を高める店舗展開を行います。
- ④ 人材の確保と育成
- ・人事制度改革タスクフォースチームを編成し、優秀な人財の確保のため、ITの活用も積極的に進め、労働環境の一層の整備を図るとともにモチベーション向上の施策、教育・研修制度の強化、福利厚生制度の充実、魅力ある人事制度改革、女性社員の活躍の場の提供を継続的に進めていきます。
- ⑤ 衛生管理体制の徹底
- ・食の安全・安心は、食を取扱う企業として必須の課題であり、当社では、専門部署として食品衛生部を設置しております。食品衛生部では、各店舗において食中毒事故、異物混入問題を起こさないことはもとより、高品質で安心できる商品をお届けするため、衛生管理手法であるHACCPに沿った衛生管理の徹底を図るとともに、店舗への巡回指導を定期的に行っております。今後も安全・安心で高品質な商品をお届けするため、衛生管理の徹底を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2026年2月28日現在)

主 要 事 業	事 業 内 容
鮮 魚 事 業	魚介類、寿司及び惣菜の小売販売
飲 食 事 業	回転寿司店等の経営
不 動 産 事 業	不動産賃貸管理等

(6) 主要な事業所 (2026年2月28日現在)

- ① 本社 神奈川県藤沢市湘南台二丁目10番地5
- ② 店舗数
 - i. 鮮魚事業 38店舗
 - ii. 飲食事業 8店舗
 - iii. 不動産事業 2店舗

③ 店舗

部門別	都道府県	店 舗 名	店舗数
鮮魚事業	埼玉県	東急北越谷店	1店舗
	東京都	渋谷西武店・恵比寿店	2店舗
	神奈川県	東急ライフタウン店・東戸塚店・横浜そごう店・伊勢佐木町店・湘南台店・イトーヨーカドー湘南台店・イトーヨーカドー大和鶴間店・戸塚モディ店・川崎アゼリア店・ゆめが丘ソラトス店	10店舗
	石川県	金沢高柳店・明倫通り店	2店舗
	静岡県	遠鉄ストア浅羽店・遠鉄ストア浜北店・遠鉄ストア桜台店・遠鉄ストア三ヶ日店・JR浜松駅ビル店・KADODE OOIGAWA店	6店舗
	愛知県	春日井店・ASTY一宮店	2店舗
	大阪府	天満橋店・住道店・寝屋川店	3店舗
	兵庫県	名谷店・神戸阪急店・姫路店・神野店・明石ビブレ店	5店舗
	奈良県	まほろばキッチン店	1店舗
	広島県	広島緑井店・天満屋福山店・広島そごう店・福屋五日市店・イオンタウン楽々園店	5店舗
	徳島県	あいさい広場店	1店舗
飲食事業	神奈川県	回転寿司横須賀中央店・回転寿司魚喜東戸塚店・仕立屋鎌倉店・仕立屋湘南台店・お持ち帰り寿司魚喜相模大野店	5店舗
	岐阜県	あぶり焼きSAKANAYA ACTIVE G店・回転寿司魚喜ACTIVE G店	2店舗
	広島県	エキエ広島店	1店舗
不動産事業	神奈川県	ビッグパワー湘南台店・新鮮イセザキ市場店	2店舗

④ 第42期に係る2026年3月1日から2026年4月30日までの出店及び退店

鮮魚事業	出店	イオンモール鶴見緑地店・しずてつストア焼津三ヶ名店
	退店	戸塚モディ店
飲食事業	出店	喜鮮店
	退店	2026年3月1日以降の退店はありません。
不動産事業	出店	2026年3月1日以降の出店及び退店はありません。
	退店	

(7) 使用人の状況 (2026年2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況

部 門 別	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
鮮 魚 事 業	261名	△33名	43歳10ヶ月	16年1ヶ月
飲 食 事 業	18名	4名	46歳4ヶ月	13年1ヶ月
不 動 産 事 業	11名	1名	45歳9ヶ月	8年8ヶ月

(注) 臨時雇用者は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
279名	△29名	44歳0ヶ月	15年10ヶ月

(注) 臨時雇用者は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年2月28日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 静 岡 銀 行	498,667千円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	259,760千円
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	92,877千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年2月28日現在)

- ① 発行可能株式総数 5,200,000株
- ② 発行済株式の総数 2,555,856株 (自己株式37,192株を含む)
- ③ 株主数 9,038名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
有 限 公 司 吉 和 枝	392	15.56
有 限 公 司 フ ォ ー ・ エ ム	341	13.54
有 限 公 司 吉 美 和	121	4.82
U O K I 社 員 持 株 会	54	2.15
株 式 会 社 万 城 食 品	29	1.15
株 式 会 社 横 浜 銀 行	28	1.14
福 田 次 起	15	0.60
有 限 公 司 吉 充 騎	13	0.54
有 限 公 司 吉 正 騎	13	0.53
株 式 会 社 静 岡 産 業 社	12	0.51

- (注) 1. 持株数の千株未満は、切り捨てて記載しております。
2. 持株比率は、自己株式 (37,192株) を控除し小数点以下第3位を四捨五入で計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2026年2月28日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	有吉美和	東日本営業本部長 兼 株式会社ビッグパワー (連結子会社) 取締役
取締役 執行役員	島谷勝司	西日本営業本部長 兼 関西支社長
取締役	中里 瑛	相談役
取締役 (常勤監査等委員)	三富秀雄	株式会社ビッグパワー (連結子会社) 監査役
取締役 (監査等委員)	安保真司	神奈川県歯科医師信用組合 監事
取締役 (監査等委員)	粕谷まり子	粕谷公認会計士事務所代表 クロススマート株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)	鈴木みき	光和総合法律事務所 パートナー弁護士 株式会社テノックス 社外取締役 (監査等委員) 公益財団法人生命保険文化センター 理事 株式会社iimon 社外監査役 株式会社D&Dホールディングス 社外取締役

- (注) 1. 安保真司氏、粕谷まり子氏及び鈴木みき氏は、社外取締役であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために三富秀雄氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 安保真司氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 粕谷まり子氏は、公認会計士の資格を有しており、会計監査経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 鈴木みき氏は、弁護士の資格を有しており、法曹界における経験から法令に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、粕谷まり子氏及び鈴木みき氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第423条第1項（役員等の株式会社に対する損害賠償責任）の責任について、会社法第427条第1項（責任限定契約）により賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款規定に基づき、非業務執行取締役である三富秀雄氏、安保眞司氏、粕谷まり子氏及び鈴木みき氏との間で、賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び当社の子会社の取締役及び執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3（役員等のために締結される保険契約）に規定する、役員等賠償責任保険契約を締結しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されます。ただし、被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求については、填補されません。

なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関し「各取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において、取締役会より一任された代表取締役が、当社の業績に加え、各取締役の担当職務、業績に対する貢献度合い、今後担うべき役割等を総合的に勘案し、その額を決定する」旨決議しております。また、取締役会において、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、当該報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、取締役（監査等委員）の個人別の報酬額は、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況を考慮して、監査等委員の協議により決定しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	42 (-)	42 (-)	- (-)	- (-)	3 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	13 (7)	13 (7)	- (-)	- (-)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	56 (7)	56 (7)	- (-)	- (-)	7 (3)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2016年5月25日開催の第31回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数（監査等委員である取締役を除く。）は3名、取締役（監査等委員）の員数は3名であります。

2. 当社は、業績連動報酬等を支給しておりません。
3. 当社は、非金銭報酬等を支給しておりません。
4. 当事業年度に係る報酬等は、固定報酬のみであります。
5. 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る委任に関して、各取締役の評価を行うにあたり、当社の企業理念と業績を深く理解し、全体的かつ俯瞰的に把握している代表取締役が適任であると判断し、代表取締役社長執行役員有吉美和に対して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の決定を委任しております。

⑤ 社外役員に関する事項

i. 取締役（監査等委員） 安保眞司

(i) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

(ii) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

神奈川県歯科医師信用組合監事を兼務しております。当社と神奈川県歯科医師信用組合との間には特別な関係はありません。

(iii) 会社又は会社の特定関係事業者との関係

該当事項はありません

- (iv) 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に関期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会は13回開催され、13回全てに出席、また、監査等委員会は14回開催され、14回全てに出席しております。

取締役会における発言状況につきましては、監査にあたる立場及び大局的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。また、監査等委員会において、当社の内部統制整備状況並びに内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

ii. 取締役（監査等委員） 粕谷まり子

- (i) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

粕谷公認会計士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

- (ii) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

クロススマート株式会社の社外監査役を兼務しております。当社とクロススマート株式会社との間には特別な関係はありません。

- (iii) 会社又は会社の特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

- (iv) 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会は13回開催され、13回全てに出席、また、監査等委員会は14回開催され、14回全てに出席しております。

取締役会における発言状況につきましては、主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。また、監査等委員会において、必要に応じ議案、審議等につき適宜発言、助言を行っております。

iii. 取締役（監査等委員） 鈴木みき

- (i) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

光和総合法律事務所パートナー弁護士であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

- (ii) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社テノックスの社外取締役、公益財団法人生命保険文化センターの理事、株式会社iimonの社外監査役及び株式会社D&Dホールディングスの社外取締役を兼務しております。当社と株式会社テノックス、公益財団法人生命保険文化センター、株式会社iimon及び株式会社D&Dホールディングスとの間には特別な関係はありません。

- (iii) 会社又は会社の特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

- (iv) 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会は13回開催され、13回全てに出席、また、監査等委員会は14回開催され、14回全てに出席しております。

取締役会における発言状況につきましては、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。また、監査等委員会において、必要に応じ議案、審議等につき適宜発言、助言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 普賢監査法人
- ② 報酬等の額

	金 額
i. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,900千円
ii. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,900千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記 i. の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当該金額について、当監査等委員会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門等の情報・見解の確認を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第423条第1項（役員等の株式会社に対する損害賠償責任）の責任について、会社法第427条第1項（責任限定契約）により賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款規定に基づき、会計監査人と締結した、責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- i. 監査受嘱者は、本契約の履行に伴い生じた監査委嘱者の損害について、監査受嘱者に悪意又は重大な過失があった場合を除き、金2,000万円以上であらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額をもって、監査委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。
- ii. 監査受嘱者の行為が i の要件を充足するか否かについては、監査委嘱者がこれを判断し、速やかに監査受嘱者に結果を通知するものとする。

- ⑥ 会計監査人が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項
該当事項はありません。

(5) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。その一環として、安定的な経営基盤の確保と株主資本利益率の向上に努めるとともに、経営上可能な限り最大の範囲で配当を行うことを基本方針としております。

当期につきましては、2026年4月9日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の処分に関する決議をいたしました。当期の剰余金の配当につきましては、1株当たりの年間配当金を10円とさせていただきます。

期末配当に関する事項

- ① 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円 総額25,186,640円
- ② 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年5月1日

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,773,840	流 動 負 債	1,679,834
現金及び預金	994,122	買掛金	587,739
売掛金	484,744	短期借入金	487,000
商 品	124,711	1年内返済予定の長期借入金	115,499
貯 蔵 品	13,568	未 払 金	263,898
未 収 入 金	92,287	未 払 法 人 税 等	22,894
そ の 他	64,406	契 約 負 債	120
		預 り 金	35,553
固 定 資 産	1,267,583	賞 与 引 当 金	19,140
有形固定資産	510,125	資 産 除 去 債 務	1,051
建物及び構築物	161,028	そ の 他	146,937
工具、器具及び備品	82,308		
土 地	173,733	固 定 負 債	458,540
建設仮勘定	93,055	長期借入金	281,345
無形固定資産	11,847	長期預り保証金	67,991
投資その他の資産	745,610	関係会社支援損失引当金	11,530
投資有価証券	270,014	繰延税金負債	42,542
関係会社長期貸付金	24,000	資 産 除 去 債 務	55,130
敷金及び保証金	333,850	負 債 合 計	2,138,374
保険積立金	85,373	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	11,233	株 主 資 本	793,641
そ の 他	21,138	資 本 金	100,000
		資 本 剰 余 金	246,063
		利 益 剰 余 金	488,514
		自 己 株 式	△40,936
		その他の包括利益累計額	109,407
		その他有価証券評価差額金	109,407
		純 資 産 合 計	903,049
資 産 合 計	3,041,424	負 債 純 資 産 合 計	3,041,424

連結損益計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		9,492,627
売 上 原 価			5,171,431
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	総 利 益		4,321,195
営 業 外 収 益	営 業 利 益		4,233,011
受 取 配 当 金	受 取 手 数 料	219	
受 取 成 金 収 入	投 資 有 価 証 券 売 却 益	4,155	
為 替 差 益 他	受 取 補 償 金	136	
		1,853	
		666	
		2,648	
		2,854	
		3,841	16,376
営 業 外 費 用	支 払 手 数 料 他		
		8,297	
		5,283	
		801	14,382
特 別 損 失	経 常 利 益		90,178
固 定 資 産 除 却 損 失	特 別 損 失	6	
減 損		39,956	39,963
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		50,214
	法 人 税 等 調 整 額	33,427	
		△13,886	19,540
当 期 純 利 益			30,673
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			30,673

貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,578,386	流 動 負 債	1,489,732
現 金 及 び 預 金	839,809	買 掛 金	581,571
売 掛 金	519,224	短 期 借 入 金	487,000
商 品	123,312	1年内返済予定の長期借入金	110,080
貯 蔵 品	13,568	未 払 金	116,128
前 払 費 用	26,396	未 払 費 用	83,584
未 収 入 金	34,520	未 払 消 費 税 等	47,032
そ の 他	21,555	契 約 負 債	120
固 定 資 産	1,102,721	預 り 金	20,729
有 形 固 定 資 産	478,343	未 払 法 人 税 等	22,894
建 物	135,673	賞 与 引 当 金	19,140
構 築 物	0	資 産 除 去 債 務	1,051
工 具、器 具 及 び 備 品	75,881	そ の 他	400
土 地	173,733	固 定 負 債	390,548
建 設 仮 勘 定	93,055	長 期 借 入 金	281,345
無 形 固 定 資 産	10,829	関 係 会 社 支 援 損 失 引 当 金	11,530
電 話 加 入 権	648	資 産 除 去 債 務	55,130
ソ フ ト ウ ェ ア	10,181	繰 延 税 金 負 債	42,542
投 資 其 他 の 資 産	613,548	負 債 合 計	1,880,281
投 資 有 価 証 券	270,014	純 資 産 の 部	
関 係 会 社 株 式	0	株 主 資 本	691,418
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	30,500	資 本 金	100,000
長 期 前 払 費 用	8,457	資 本 剰 余 金	246,063
長 期 未 収 入 金	11,530	資 本 準 備 金	246,063
敷 金 及 び 保 証 金	206,531	利 益 剰 余 金	386,291
保 険 積 立 金	85,373	そ の 他 利 益 剰 余 金	386,291
そ の 他	1,140	繰 越 利 益 剰 余 金	386,291
		自 己 株 式	△40,936
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	109,407
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	109,407
		純 資 産 合 計	800,826
資 産 合 計	2,681,108	負 債 純 資 産 合 計	2,681,108

損益計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	9,090,269
売上原価	4,916,253
売上総利益	4,174,016
販売費及び一般管理費	4,092,782
営業利益	81,233
営業外収益	
受取利息	208
受取配当金	4,155
投資有価証券売却益	666
受取手数料	2,536
助成金収入	1,853
受取補償金	2,648
為替差益	2,854
その他	3,047
営業外費用	
支払利息	8,232
支払手数料	5,283
その他	85
経常利益	85,604
特別損失	
固定資産除却損失	6
減損	9,505
税引前当期純利益	76,092
法人税、住民税及び事業税	32,560
法人税等調整額	△4,178
当期純利益	47,710

独立監査人の監査報告書

2026年4月21日

株式会社 魚 喜
取締役会 御中

普 賢 監 査 法 人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 佐 藤 功 一
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 亀 ケ 谷 顕
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社魚喜の2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社魚喜及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年4月21日

株式会社 魚 喜
取締役会 御中

普 賢 監 査 法 人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 佐 藤 功 一
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 亀 ケ 谷 顕
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社魚喜の2025年3月1日から2026年2月28日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第41期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人普賢監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人普賢監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月21日

株式会社 魚喜 監査等委員会

常勤監査等委員 三 冨 秀 雄 ㊟

監 査 等 委 員 安 保 眞 司 ㊟

監 査 等 委 員 粕 谷 まり子 ㊟

監 査 等 委 員 鈴 木 み き ㊟

(注) 監査等委員安保眞司氏、粕谷まり子氏及び鈴木みき氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場のご案内図

会場：神奈川県横浜市西区南幸2-19-9

TKP横浜ビルTKPガーデンシティ PREMIUM横浜西口 2F 「ホール2A」

電話 045-322-1361



交通機関：JR東海道線・京浜東北線・横須賀線・総武線 横浜駅 西口より徒歩7分

株主様へお願い

- お土産、お飲み物をご用意いたしていません。
- 駐車場のご用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。